

著作権に留意しましょう！

2018年5月の著作権法第35条の改正にて創設された「授業目的公衆送信補償金制度」により、2021年4月より公衆送信を伴う著作物利用が有償となりました。

本学では、ICTを活用した教育での著作物利用の円滑化を図るため、遠隔合同授業以外での公衆送信について、各分野の権利者団体で構成される「授業目的公衆送信補償金等管理協会（SARTRAS）」に補償金を支払っており、これまでどおり著作権者の許諾を得ることなく、遠隔授業等の教材への利用が可能です。

遠隔授業の実施にあたり、以下に掲げるサイトに記載された内容を必ずご一読いただき、著作権活用にあたり、十分な理解と適正な利用にご留意いただきますようお願いいたします。

■「学校教育と著作権（著作権法35条）」（2019年4月22日作成）

https://sartras.or.jp/wp-content/uploads/easy_remuneration.pdf

■「教育のDXを加速する著作権制度～授業目的公衆送信補償金制度について～（文化庁著作権課）」

https://sartras.or.jp/wp-content/uploads/bunkachoshiryo_20210129.pdf

■「3. 学校教育と著作権 ケーススタディ著作権 第1集」があります。

<https://www.cric.or.jp/publication/pamphlet/doc/cs01-202103.pdf>

■その他

<https://sartras.or.jp/educationcopyright/>